

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>.....</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 5 《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 6 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 6 《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条《特定船舶の特別償却》関係	第 43 条《特定船舶の特別償却》関係
第 43 条の 2 《被災代替資産等の特別償却》関係	第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係
第 44 条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係	第 44 条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係	第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係
第 44 条の 4 《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係	第 44 条の 4 《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係
第 45 条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第 45 条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係	第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係
第 46 条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係	第 46 条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係
第 46 条の 2 《輸出事業用資産の割増償却》関係	第 46 条の 2 《輸出事業用資産の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条（特定都市再生建築物の割増償却）関係  第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係  第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p>	<p>第 47 条（特定都市再生建築物の割増償却）関係  第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係  第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p>
<p><b>第 2 章 準備金等</b></p>	<p><b>第 2 章 準備金等</b></p>
<p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係</p>	<p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係</p>
<p>第 55 条（海外投資等損失準備金）関係</p>	<p>第 55 条（海外投資等損失準備金）関係</p>
<p>第 56 条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p>	<p>第 56 条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p>
<p><u>第 57 条の 4</u>（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p>	<p><u>第 57 条の 4</u>（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p>	<p>第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>	<p>第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係</p>	<p>第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係</p>	<p>第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係</p>	<p>第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係</p>
<p>第 57 条の 9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係</p>	<p>第 57 条の 9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係</p>
<p>.....</p>	<p>.....</p>
<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p>	<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p>
<p>第 66 条の 10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係</p>	<p>第 66 条の 10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係</p>
<p>第 66 条の 11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p>	<p>第 66 条の 11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p>
<p>第 66 条の 11 の 2（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）関係</p>	<p>第 66 条の 11 の 2（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）関係</p>
<p>第 66 条の 13（<u>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をし</u></p>	<p>第 66 条の 13（<u>特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">た場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条 (社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p><u>第 68 条の 2 の 2 (認定株式分配に係る課税の特例) 関係</u></p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>	<p style="text-align: center;">場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条 (社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>

二 第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>42 の 4(1) -2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>42 の 4(1) -2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>

改 正 後	改 正 前
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) <u>性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案</u>	(5) <u>単なる製品のデザインの考案</u>
(6) <u>(5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作</u>	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(8) .....	(8) .....
(9) .....	(9) .....
(10) .....	(10) .....
(11) .....	(11) .....
(12) .....	(12) .....
(13) .....	(13) .....
(14) .....	(14) .....
(15) .....	(15) .....
(16) .....	(16) .....
 (試験研究費の額の統一的計算)	 (試験研究費の額の統一的計算)
42の4(2)-2 措置法第42条の4の規定の適用上、適用年度(同条第19項第3号に規定する適用年度をいう。)及び比較年度(同項第5号の適用年度開始の日の3年前の日から同項第3号に規定する適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度をいう。以下同じ。)の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。	42の4(2)-2 措置法第42条の4の規定の適用上、適用年度(同条第19項第3号に規定する適用年度をいう。)、比較年度(同項第5号の適用年度開始の日の3年前の日から同項第3号に規定する適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度をいう。以下同じ。)及び基準事業年度(同項第6号の2に規定する基準事業年度をいう。以下同じ。)の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの(当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。)の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p>	<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p>
<p>(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>42の4(2)－6 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、比較年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p>	<p>(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>42の4(2)－6 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、比較年度及び<u>基準事業年度</u>の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p>
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の4(3)－1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 措置法規則第20条第6項又は第14項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第27条の4第24項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。</p> <p>ロ .....</p> <p>(イ) 当該通算法人に係る措置法令第27条の4第24項第2号又は第8号</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の4(3)－1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 措置法規則第20条第18項又は第26項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第27条の4第32項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。</p> <p>ロ .....</p> <p>(イ) 当該通算法人に係る措置法令第27条の4第32項第2号又は第8号</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する契約又は協定の締結時</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(注) .....</p> <p><b>(従業員数基準の適用)</b></p> <p>42の4(3)－2 措置法令第27条の4第17項の規定により中小企業者に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。</p> <p><b>(常時使用する従業員の範囲)</b></p> <p>42の4(3)－3 措置法令第27条の4第17項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><b>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</b></p> <p>42の4(3)－4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、措置法令第27条の4第17項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p>	<p>に規定する契約又は協定の締結時</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(注) .....</p> <p><b>(従業員数基準の適用)</b></p> <p>42の4(3)－2 措置法令第27条の4第25項の規定により中小企業者に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。</p> <p><b>(常時使用する従業員の範囲)</b></p> <p>42の4(3)－3 措置法令第27条の4第25項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><b>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</b></p> <p>42の4(3)－4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、措置法令第27条の4第25項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 4(4)－1 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号から第 13 号までの規定の適用上、法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号若しくは第 10 号に規定する<u>特定新事業開拓事業者</u>（以下「<u>特定新事業開拓事業者</u>」という。）、同項第 4 号若しくは第 11 号に規定する成果活用促進事業者（以下「成果活用促進事業者」という。）、同項第 5 号若しくは第 12 号に規定する他の者（以下「他の者」という。）又は同項第 9 号若しくは第 13 号に規定する特定中小企業者等（以下「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第 42 条の 4 第 19 項第 10 号に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において<u>特定新事業開拓事業者</u>、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p>	<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 4(4)－1 措置法令第 27 条の 4 第 32 項第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号から第 13 号までの規定の適用上、法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号若しくは第 10 号に規定する<u>新事業開拓事業者等</u>（以下「<u>新事業開拓事業者等</u>」という。）、同項第 4 号若しくは第 11 号に規定する成果活用促進事業者（以下「成果活用促進事業者」という。）、同項第 5 号若しくは第 12 号に規定する他の者（以下「他の者」という。）又は同項第 9 号若しくは第 13 号に規定する特定中小企業者等（以下「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第 42 条の 4 第 19 項第 10 号に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において<u>新事業開拓事業者等</u>、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p>
<p>(知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費)</p> <p>42 の 4(4)－2 法人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は</p>	<p>(知的財産権の使用料)</p> <p>42 の 4(4)－2 法人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額(措置法規則第20条第25項又は第26項の試験研究費の額に該当するものを除く。)のうち同条第27項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第42条の4第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。</p> <p>法人が行う措置法令第27条の4第24項第15号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額(措置法規則第20条第25項又は第26項の試験研究費の額に該当するものを除く。)のうち措置法規則第20条第28項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。</p> <p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>42の4(4)-3 措置法規則第20条第20項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p> <p>(学位の意義)</p> <p>42の4(4)-3の2 措置法令第27条の4第24項第15号イ(1)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうので</p>	<p>許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額のうち措置法規則第20条第39項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第42条の4第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。</p> <p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>42の4(4)-3 措置法規則第20条第32項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>あるから留意する。</u></p> <p><u>(被合併法人等において募集が行われていた場合の取扱い)</u></p> <p><u>42 の 4(4)－3 の 3 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号ハ(1)の「募集」は、広く一般に又は広く当該法人の使用人に対して行われたものでなければならぬのであるが、例えば、法人が他の法人から合併、分割又は現物出資により当該他の法人が行っていた試験研究に関する事業の移転を受ける場合において、当該他の法人において当該試験研究の内容に関する提案が広く当該他の法人の使用人に募集されていたときは、同号ハ(1)に該当するものとする。</u></p> <p><u>同号ハ(3)の「募集」についても、同様とする。</u></p> <p><u>(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)</u></p> <p><u>42 の 4(4)－3 の 4 措置法規則第 20 条第 28 項に規定する「第 3 号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該法人の役員又は使用人が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。</u></p> <p>(1) <u>措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号イ(1)の博士の学位を授与された者</u> <u>当該学位に係る学位記の写し</u></p> <p>(2) <u>同号イ(2)の他の者の役員又は使用人として 10 年以上専ら研究業務に従事していた者</u> <u>その者により作成された職務経歴書(当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。)</u></p> <p><u>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</u></p> <p><u>42 の 4(4)－4 移転事業 (措置法令第 27 条の 4 第 16 項第 1 号に規定する移転</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42 の 4(4)－4 移転事業 (措置法令第 27 条の 4 第 14 項に規定する移転事業を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>事業をいう。以下同じ。)と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における<u>同号</u>合理的方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p><u>移転事業と移転事業以外の事業とに共通して生じた売上金額がある場合における同条第 32 項の合理的方法</u>についても、同様とする。</p> <p>(注) .....</p>	<p>いう。以下同じ。)と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における<u>同項に規定する</u>合理的方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p><u>同条第 21 項に規定する売上金額及び試験研究費の額並びに同条第 37 項に規定する売上金額</u>についても、同様とする。</p> <p>(注) .....</p>

### 三 第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。)をして同項に規定する指定事業の用 (以下「指定事業の用」という。)に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下同じ。)については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注) .....</p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等 (以下「中小企業者等」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作 (以下「取得等」という。)をして同項に規定する指定事業の用 (以下「指定事業の用」という。)に供した特定機械装置等 (同項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下同じ。)については、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。</p> <p>(注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(主要な事業であるものの例示)</u></p> <p><u>42 の 6-1 の 3 措置法規則第 20 条の 3 第 2 項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</u></p> <p>(1) <u>同項第 1 号に掲げる事業 中小企業者等がその所有する店舗、事務所等の一画を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為</u></p> <p>(2) <u>同項第 2 号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小企業者等がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる機械及び装置又は工具の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(注) 措置法規則第 20 条の 3 第 3 項に規定する工具の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は</p>	<p>(新 設)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる機械及び装置又は工具の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(注) 措置法規則第 20 条の 3 第 1 項に規定する工具の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6-5 ……………</p> <p>④1 措置法令第 27 条の 6 第 6 項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類 C 鉱業，採石業，砂利採取業」に分類する事業が該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42 の 6-6 措置法規則第 20 条の 3 第 8 項第 2 号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</p>	<p>70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>42 の 6-5 ……………</p> <p>④1 措置法令第 27 条の 6 第 5 項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類 C 鉱業，採石業，砂利採取業」に分類する事業が該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42 の 6-6 措置法規則第 20 条の 3 第 5 項第 2 号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</p>

四 第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 12 の 4-4 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 2 項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 12 の 4-4 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p><b>42の12の4-5</b> 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の12の4-9(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(42の12の4-9(2)に掲げる場合にあっては、42の12の4-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p><b>42の12の4-5</b> 措置法令第27条の12の4第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の12の4-9(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(42の12の4-9(2)に掲げる場合にあっては、42の12の4-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>

## 五 第43条の2(被災代替資産等の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>第43条の2</b>(被災代替資産等の特別償却)関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p><b>43の2-1</b> .....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p><b>43の2-2</b> .....</p>	<p><b>第43条の3</b>(被災代替資産等の特別償却)関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p><b>43の3-1</b> .....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p><b>43の3-2</b> .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p><u>43の2-3</u> ……………</p> <p>(注) 法人が、2以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第43条の2第1項の規定の適用を受ける事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p><u>43の2-4</u> ……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>43の2-5</u> 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したものととして措置法第43条の2の規定を適用する。</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>43の2-6</u> 措置法第43条の2第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害(同項に規定する特定非常災害をいう。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自</p>	<p>(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p><u>43の3-3</u> ……………</p> <p>(注) 法人が、2以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第43条の3第1項の規定の適用を受ける事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p><u>43の3-4</u> ……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>43の3-5</u> 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したものととして措置法第43条の3の規定を適用する。</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>43の3-6</u> 措置法第43条の3第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害(同項に規定する特定非常災害をいう。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自</p>

改 正 後	改 正 前
<p>転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(付随区域)</p> <p><b>43 の 2-7</b> 措置法第 43 条の 2 第 1 項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><b>43 の 2-8</b> 措置法第 43 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 43 条の 2 第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) .....</p>	<p>転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(付随区域)</p> <p><b>43 の 3-7</b> 措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><b>43 の 3-8</b> 措置法第 43 条の 3 第 1 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) .....</p>

六 第 44 条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究用施設の要件の判定)</p> <p>44-2 措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設（以下「研究所用の施設」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）に必要な資金の額が<u>4 億円</u>以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>㊦ 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が<u>4 億円</u>以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。</p>	<p>(研究用施設の要件の判定)</p> <p>44-2 措置法令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する研究所用の施設（以下「研究所用の施設」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）に必要な資金の額が<u>3 億 5,000 万円</u>以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>㊦ 研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が<u>3 億 5,000 万円</u>以上であるかどうかは、その研究所用の施設につき法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、研究所用の施設に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。</p>

#### 七 第 44 条の 3 ((共同利用施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 の「<u>一の共同利用施設の取得価額(……)が 400 万円(建物にあっては、600 万円)以上</u>」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 に規定する一の共同利用施設の取得価額が<u>400 万円以上</u>であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

#### 八 旧第 57 条の 4 ((原子力発電施設解体準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)  (廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><u>57 の 4-1 法人が原子力発電施設解体準備金勘定の金額を取り崩して収益として計上した場合において、その収益として計上した金額が措置法第 57 条の 4 第 3 項、第 4 項又は第 5 項第 1 号から第 4 号までの規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同項第 5 号の任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた原子力発電施設解体準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損失として計上したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>

九 第 57 条の 4 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 57 条の 4 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><u>57 の 4-1 法人が特定原子力施設炉心等除去準備金勘定の金額を取り崩して収益として計上した場合において、その収益として計上した金額が措置法第 57 条の 4 第 2 項又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同項第 3 号の任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定原子力施</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>設炉心等除去準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損失として計上したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(損金の額に算入されなかった特定原子力施設炉心等除去準備金がある場合)</p> <p><u>57の4-2</u> 法人が特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている特定原子力施設（措置法第57条の4第1項に規定する特定原子力施設をいう。）について、既に積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同項に規定する炉心等除去費用の額を支出したときの同条第2項の規定により益金の額に算入する金額は、損金経理の方法により積み立てられた特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうち同項に規定する支出した金額に達するまでの金額であることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(損金の額に算入されなかった特定原子力施設炉心等除去準備金がある場合)</p> <p><u>57の4の2-1</u> 法人が特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている特定原子力施設（措置法第57条の4の2第1項に規定する特定原子力施設をいう。）について、既に積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同項に規定する炉心等除去費用の額を支出したときの同条第2項の規定により益金の額に算入する金額は、損金経理の方法により積み立てられた特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうち同項に規定する支出した金額に達するまでの金額であることに留意する。</p> <p><u>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>57の4の2-2</u> 特定原子力施設炉心等除去準備金の額の益金算入等については、57の4-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

十 第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用)</p> <p>57の5-7 .....</p>	<p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p>57の5-7 .....</p>

十一 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用) 57 の 7-2 .....	(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用) 57 の 7-2 .....

十二 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用) 57 の 7 の 2-2 .....	(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用) 57 の 7 の 2-2 .....

十三 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用) 57 の 8-8 .....	(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用) 57 の 8-8 .....

十四 第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用) 58-17 .....	(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用) 58-17 .....

十五 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定原子力施設炉心等除去準備金の取扱いの準用)</p> <p>61 の 2-2 .....</p>	<p>(原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用)</p> <p>61 の 2-2 .....</p>

十六 第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>61 の 3-1 の 2 措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>61 の 3-1 の 3 措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十七 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3 (5) - 15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号及び第 12 号に規定する建築面積、<u>同項第 10 号</u>に規定する延べ面積並びに措置法令第 38 条の 4 第 23 項第 2 号ロに規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積、同項第 4 号に規定する延べ面積及び同項第 1 号に規定する敷地面積によるものとする。</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3 (5) - 16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第 16 号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が 2 以上いる場合には、同項の規定の適用については、次のことは次による。</p> <p>(1) <u>同項第 12 号</u>に規定する建築物又は同項第 16 号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅を 2 以上の者が共同で建築し区分所有又は共有する場合であっても、これらの者に対する土地等の譲渡については同項の規定を適用することができるのであるが、これらの者に譲渡した土地等のうち基本通達 13-1-6 の注書の取扱いにより当該土地等につき借地権の設定等があったものとして取り扱われる部分に相当する土地等の譲渡については、同項の規定の適用はない。</p> <p>(2) <u>同項第 12 号</u>に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、当該事業により建築される建築物の建築面積及び当該事業の施行地区の面積の全体により行う。</p> <p>(3) .....</p>	<p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3 (5) - 15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号及び第 11 号に規定する建築面積、<u>同項第 9 号</u>に規定する延べ面積並びに措置法令第 38 条の 4 第 22 項第 2 号ロに規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積、同項第 4 号に規定する延べ面積及び同項第 1 号に規定する敷地面積によるものとする。</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3 (5) - 16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第 16 号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が 2 以上いる場合には、同項の規定の適用については、次のことは次による。</p> <p>(1) <u>同項第 11 号</u>に規定する建築物又は同項第 16 号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅を 2 以上の者が共同で建築し区分所有又は共有する場合であっても、これらの者に対する土地等の譲渡については同項の規定を適用することができるのであるが、これらの者に譲渡した土地等のうち基本通達 13-1-6 の注書の取扱いにより当該土地等につき借地権の設定等があったものとして取り扱われる部分に相当する土地等の譲渡については、同項の規定の適用はない。</p> <p>(2) <u>同項第 11 号</u>に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、当該事業により建築される建築物の建築面積及び当該事業の施行地区の面積の全体により行う。</p> <p>(3) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)－21 措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 14 号の土地区画整理法第 2 条第 3 項に規定する施行者又は同法第 25 条第 1 項に規定する組合員である個人又は法人(同号に規定する個人又は法人をいう。)には、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行の認可や土地区画整理組合の設立の認可前において当該施行者又は当該組合員となることが確実と認められる個人又は法人(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業につき、措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 2 号イ及びロに該当する旨の証明を受けた者に限る。)が含まれるものとする。</p>	<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)－21 措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 14 号の土地区画整理法第 2 条第 3 項に規定する施行者又は同法第 25 条第 1 項に規定する組合員である個人又は法人(同号に規定する個人又は法人をいう。)には、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行の認可や土地区画整理組合の設立の認可前において当該施行者又は当該組合員となることが確実と認められる個人又は法人(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業につき、措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 2 号イ及びロに該当する旨の証明を受けた者に限る。)が含まれるものとする。</p>
<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5)－22 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 同項第 12 号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 同号に規定する建築物の建築をする事業の用</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p>	<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5)－22 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 同項第 11 号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 同号に規定する建築物の建築をする事業の用</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p>
<p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62 の 3(5)－23 .....</p> <p>㊦ 同項第 12 号に規定する建築物及び当該建築物の建築をする事業を行う個人又は法人の範囲についても、同様に扱うことに留意する。</p>	<p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62 の 3(5)－23 .....</p> <p>㊦ 同項第 11 号に規定する建築物及び当該建築物の建築をする事業を行う個人又は法人の範囲についても、同様に扱うことに留意する。</p>
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>62の3(5)－32 措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約(その買い取り価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)に基づいて行われているときは、たとえ確定申告書等に同号イ(1)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－33 措置法規則第21条の19第9項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該指定都市の長)から国土利用計画法第27条の5第3項(同法第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ確定申告書等に措置法規則第21条の19第9項第1号イ(2)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p>	<p>62の3(5)－32 措置法規則第21条の19第10項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約(その買い取り価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)に基づいて行われているときは、たとえ確定申告書等に同号イ(1)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－33 措置法規則第21条の19第10項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該指定都市の長)から国土利用計画法第27条の5第3項(同法第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ確定申告書等に措置法規則第21条の19第10項第1号イ(2)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6)－12 法人が、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける旨の確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 9 項各号</u>に掲げる書類を添付していない場合であっても、当該確定申告書等の提出後にこれらの書類が提出され、かつ、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を認めて差し支えない。</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3(6)－13 受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 62 の 3(6)－13 において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、信託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合には、これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 9 項各号</u>に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する土地等の譲渡に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6)－12 法人が、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける旨の確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 10 項各号</u>に掲げる書類を添付していない場合であっても、当該確定申告書等の提出後にこれらの書類が提出され、かつ、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を認めて差し支えない。</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3(6)－13 受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 62 の 3(6)－13 において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、信託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合には、これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 10 項各号</u>に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する土地等の譲渡に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>

十八 第 64 条～第 66 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付又は保存）</p> <p>64～66（共）-2 62の3(6)-13の取扱いは、受益者等課税信託（法第12条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第3章第6節の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、62の3(6)-13中「これらの項の規定により、措置法規則第21条の19第2項各号又は第9項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては」とあるのは、「これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付又は保存）</p> <p>64～66（共）-2 62の3(6)-13の取扱いは、受益者等課税信託（法第12条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第3章第6節の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、62の3(6)-13中「これらの項の規定により、措置法規則第21条の19第2項各号又は第10項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては」とあるのは、「これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては」とする。</p>

十九 第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（補償金の支払請求等の時期）</p> <p>65の2-4 資産の収用換地等による譲渡につき土地収用法の規定による仲裁の申請に基づき仲裁判断があった場合若しくは補償金の支払の請求があった場合又は農地法の規定による転用等の許可を受けなければならない場合若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出をする場合には、その譲渡が最初に買取り等の申出のあった日から6月を経過した日までにされないときであ</p>	<p style="text-align: center;">（補償金の支払請求等の時期）</p> <p>65の2-4 資産の収用換地等による譲渡につき土地収用法の規定による仲裁の申請に基づき仲裁判断があった場合若しくは補償金の支払の請求があった場合又は農地法の規定による転用等の許可を受けなければならない場合若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出をする場合には、その譲渡が最初に買取り等の申出のあった日から6月を経過した日までにされないときであ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>っても、5,000万円損金算入の特例の適用があるが、この特例は、仲裁の申請若しくは補償金の支払請求又は農地の転用等の許可申請若しくは届出書の提出が最初に取り等申出のあった日から6月を経過した日までにされなかった場合には適用がないことに留意する。</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65の2-6 ……………</p> <p>(1) 当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に該当することになったことに伴い農地法第5条第1項第6号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日</p> <p>(2) ……………</p>	<p>っても、5,000万円損金算入の特例の適用があるが、この特例は、仲裁の申請若しくは補償金の支払請求又は農地の転用等の許可申請若しくは届出書の提出が最初に取り等申出のあった日から6月を経過した日までにされなかった場合には適用がないことに留意する。</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65の2-6 ……………</p> <p>(1) 当該許可前に当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に該当することになったことに伴い農地法第5条第1項第7号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日</p> <p>(2) ……………</p>

二十 第65条の7～第65条の9(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産売買業者の有する土地等)</p> <p>65の7(1)-1 措置法第65条の7から第65条の9までの規定は、法第2条第20号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物(その附属設備を含む。以下同じ。)で、当該法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し相当の期間所有していることが明らかであるものは、棚卸資産には該当しないことに留意する。</p>	<p>(不動産売買業者の有する土地等)</p> <p>65の7(1)-1 措置法第65条の7から第65条の9までの規定は、法第2条第20号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物で、当該法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し相当の期間所有していることが明らかであるものは、棚卸資産には該当しないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>65 の 7(1)－3 <u>譲渡資産</u> (措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる資産をいう。以下同じ。) について措置法第 64 条から第 65 条の 2 までの規定の適用を受けることができる場合には、法人がこれらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第 65 条の 7 から第 65 条の 9 までの規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(土地等が買換資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>65 の 7(1)－11 法人の取得した土地等 (土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。) が買換資産 (措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産をいう。以下同じ。) に該当するかどうかを判定する場合において、その取得した土地等が当該各号の下欄に規定する地域又は区域にあるかどうかは、その土地等を取得した時の現況による。</p> <p>(資本的支出)</p> <p>65 の 7(1)－12 法人がその有する資産の改良、改造等を行った場合においても、当該改良、改造等は、原則として買換資産の取得に当たらないのであるが、次に掲げる場合に該当する場合におけるその改良、改造等については、買換資産の取得に当たるものとして措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(届出をした場合における買換資産)</p> <p>65 の 7(1)－16 法人が、措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の届出をした場</p>	<p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>65 の 7(1)－3 譲渡資産について措置法第 64 条から第 65 条の 2 までの規定の適用を受けることができる場合には、法人がこれらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第 65 条の 7 から第 65 条の 9 までの規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(土地等が買換資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>65 の 7(1)－11 法人の取得した土地等が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄に規定する買換資産に該当するかどうかを判定する場合において、その取得した土地等が当該各号に規定する地域又は区域にあるかどうかは、その土地等を取得した時の現況による。</p> <p>(資本的支出)</p> <p>65 の 7(1)－12 法人がその有する資産の改良、改造等を行った場合においても、当該改良、改造等は、原則として措置法第 65 条の 7 第 1 項に規定する買換資産の取得に当たらないのであるが、次に掲げる場合に該当する場合におけるその改良、改造等については、買換資産の取得に当たるものとして同項又は同条第 9 項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>合において、例えば、次に掲げるような事情により、当該届出に係る届出書に記載した措置法令第 39 条の 7 第 2 項第 2 号イ(3)の資産（以下 65 の 7 (1)－17 までにおいて「取得見込資産」という。）の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を取得した場合のその資産は、措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の「政令で定めるところにより……この項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産」として取り扱う。</p> <p>(1) <u>当該届出をした日後に生じた事情により、その取得に関する計画の変更を余儀なくされたこと。</u></p> <p>(2) <u>売主その他の関係者との交渉が成立せず、その取得ができなかったこと。</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)に準ずる特別な事情があること。</u></p> <p>(注) <u>法人が、先行取得の場合（措置法令第 39 条の 7 第 2 項に規定する先行取得の場合をいう。以下同じ。）における措置法第 65 条の 7 第 1 項若しくは第 9 項の届出に係る届出書に記載した措置法令第 39 条の 7 第 2 項第 2 号ロ(3)の資産又は措置法第 65 条の 7 第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における同条第 3 項の届出に係る届出書に記載した措置法令第 39 条の 7 第 10 項第 3 号の資産（以下「譲渡見込資産」という。）の全部又は一部を譲渡することが本文(1)から(3)までに掲げる事情に類する事情により困難となったため、当該譲渡見込資産以外の資産を譲渡した場合の当該取得をした資産についても、同様とする。</u></p> <p><u>（買換資産の取得価額が譲渡資産の対価の額を超える場合）</u></p> <p><u>65 の 7 (1)－17 買換資産の取得価額（当該買換資産が取得見込資産である場合は、その見込額）が、当該買換資産の取得に充てるために既に譲渡された譲渡</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>資産の対価の額を超える場合において、その既にされた譲渡後に譲渡され、又は譲渡することが見込まれる他の譲渡資産があるときは、当該買換資産のうち当該対価の額を超える金額に相当する部分を一の買換資産とみなして、措置法第 65 条の 7 第 1 項、第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）又は第 9 項の届出をするものとする。</u></p> <p><u>譲渡資産の対価の額（当該譲渡資産が譲渡見込資産である場合は、その見込額）が、既に取得をした買換資産の取得価額を超える場合のその超える部分についての同条第 1 項若しくは第 9 項の届出に係る規定又は措置法第 65 条の 8 第 16 項の規定による読替え後の措置法第 65 条の 7 第 5 項の申告に係る規定の適用についても、同様とする。</u></p> <p><u>（既成市街地等に含まれない埋立地の範囲）</u></p> <p><u>65 の 7(1)－18 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号の上欄のイからハまでに掲げる区域から除かれる措置法令第 39 条の 7 第 3 項に規定する「同項の譲渡があった日の属する年の 10 年前の年の翌年 1 月 1 日以後に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあった埋立地の区域」とは、当該譲渡のあった日の属する年の 12 月 31 日以前 10 年以内に当該竣功認可のあった埋立地の区域をいうことに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">（廃 止）</p>	<p>（新 設）</p> <p><u>（建物が譲渡資産に該当するかどうかの判定）</u></p> <p><u>65 の 7(1)－16 法人の有する建物が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する譲渡資産に該当するかどうかは、当該建物を譲渡する時の現況によって判定する。ただし、使用を休止している建物でその休止期間中必要な維持補修が行われておりいつでも使用し得る状態にあるものについては、その休止直前の状況によって判定するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(工場等の建物及びその附属設備の範囲)</u></p> <p><u>65の7(1)-17 措置法令第39条の7第2項に規定する工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を除く。以下「工場等」という。）及びその附属設備には、工場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもの及びこれらの建物の附属設備並びに工場等において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備のように工場等の維持又はその効用を果たすために必要と認められる建物又はその附属設備が含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(福利厚生施設の範囲)</u></p> <p><u>65の7(1)-18 措置法令第39条の7第2項及び第5項に規定する「福利厚生施設」には、社宅、寮、宿泊所、集会所、診療所、保養所、体育館その他のスポーツ施設、食堂その他これらに類する施設が含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(工場等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</u></p> <p><u>65の7(1)-19 措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、法人が工場等として使用されている建物を有し、かつ、当該法人が当該建物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利を有している場合における当該土地又は当該土地の上に存する権利をいう。</u></p>
(廃止)	<p><u>(工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p><u>65の7(1)-19</u> 法人により取得をされた日から引き続き所有されていた国内にある土地等でその所有期間（措置法第65条の7第1項の表の第3号の上欄に</p>	<p><u>65の7(1)-20</u> 措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に規定する建物の敷地の用に供されている土地等は、当該建物の維持又はその効用を果たすために必要と認められる部分に限られ、当該敷地の用に供されている土地等に含まれるかどうかは、建ぺい率、容積率、土地の利用状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">同表の第4号の下欄に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の敷地の用に供される土地等についても、同様とする。</p> <p><u>(工場等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p><u>65の7(1)-21</u> 措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に規定する建物について、一の建物が工場等の用とその他の用に共用されている場合には、床面積の比等の合理的な基準によってその用途の異なるごとに区分し、工場等の用に供されている部分について、措置法第65条の7第1項又は第9項の規定を適用するものとする。</p> <p>④1 <u>一の建物につき工場等の用に供されている部分とその他の用に供されている部分とに区分する場合において、廊下、階段、機械室その他共用されるべき部分（専らその他の用に供されている部分に係る廊下、階段等を除く。）は、工場等の用に供されている部分に含めることができる。</u></p> <p>2 <u>建物について工場等の用に供されている部分とその他の用に供されている部分とに区分する場合には、その敷地の用に供されている土地等についても、建物を区分した基準等の合理的な基準により区分する。</u></p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p><u>65の7(1)-22</u> 法人により取得をされた日から引き続き所有されていた土地等でその所有期間（措置法第65条の7第1項の表の第1号に規定する所有期間</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定する所有期間をいう。以下同じ。)が10年を超えるものとともに、当該土地等の上に建設した建物で所有期間が10年を超えないものの譲渡をした場合には、当該建物は同欄に掲げる資産に該当しないが、当該土地等は同欄に掲げる資産に該当することに留意する。</p> <p>⑥ .....</p> <p><u>(福利厚生施設の範囲)</u></p> <p><u>65の7(1)-20 措置法令第39条の7第5項に規定する「福利厚生施設」には、社宅、寮、宿泊所、集会所、診療所、保養所、体育館その他のスポーツ施設、食堂その他これらに類する施設が含まれる。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>をいう。以下同じ。)が10年を超えるものとともに、当該土地等の上に建設した建物で所有期間が10年を超えないものの譲渡をした場合には、当該建物は措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産に該当しないが、当該土地等は同欄に規定する他の要件を満たすものであれば、同欄に掲げる資産に該当することに留意する。</p> <p><u>同表の第4号の上欄に掲げる資産についても、これに準じて取り扱う。</u></p> <p>⑥ .....</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(既成市街地等に含まれない埋立地の範囲)</u></p> <p><u>65の7(1)-23 措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄のイからハまでに掲げる区域から除かれる措置法令第39条の7第2項に規定する「同項の譲渡があった日の属する年の10年前の年の翌年1月1日以後に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあった埋立地の区域」とは、当該譲渡のあった日の属する年の12月31日以前10年以内に当該竣功認可のあった埋立地の区域をいうことに留意する。</u></p> <p><u>65の7(1)-24 削 除</u></p> <p><u>65の7(1)-25 削 除</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>65 の 7(1) - 26</u> 削 除</p> <p><u>65 の 7(1) - 27</u> 削 除</p> <p><u>65 の 7(1) - 28</u> 削 除</p> <p><u>65 の 7(1) - 29</u> 削 除</p> <p><u>65 の 7(1) - 30</u> 削 除</p>
<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) - 21</u> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の下欄に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいい、<u>当該特定施設の維持又はその効用を果たすために必要と認められる部分に限られる。</u></p> <p>④ 1 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものとは、例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるものをいう。</p> <p><u>2 当該特定施設の維持又はその効用を果たすために必要と認められる部分かどうかは、建蔽率、容積率、土地の利用状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</u></p>	<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) - 30 の 2</u> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の下欄の特定施設の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいう。</p> <p>④ 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものとは、例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるものをいう。</p>
<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p>	<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>65 の 7(1)－22</b> 法人が取得した土地等の面積が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の下欄に規定する 300 平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p><b>65 の 7(1)－23</b> 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分について行う。</p> <p>(註) ……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p><b>65 の 7(1)－24</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の上欄の譲渡資産である船舶には、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船にあつては、自力で水上を航行しないものも含まれるが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても主として建物又は構築物として用いることを目的として建造（改造を含む。）されたものは含まれないことに留意する。</p> <p>(建造された船舶の意義)</p> <p><b>65 の 7(1)－25</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の上欄に規定する「平</p>	<p><b>65 の 7(1)－30 の 3</b> 法人が取得した土地等の面積が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の下欄に規定する 300 平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p><b>65 の 7(1)－30 の 4</b> 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分について行う。</p> <p>(註) ……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p><b>65 の 7(1)－31</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号の上欄の譲渡資産である船舶には、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船にあつては、自力で水上を航行しないものも含まれるが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても主として建物又は構築物として用いることを目的として建造（改造を含む。）されたものは含まれないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>成 23 年 1 月 1 日以後に建造されたもの」とは、同日以後に竣工した船舶をいうのであるが、同日前に建造に着手したことを明らかにする書類の保存がある場合の当該船舶については、同日以後に建造された船舶に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) -26</u> 措置法令第 39 条の 7 第 6 項第 1 号に規定する海洋運輸業又は同項第 2 号に規定する沿海運輸業(以下「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) -27</u> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号の下欄の買換資産である船舶は日本船舶に限られるのであるが、当該日本船舶には、外国船籍であった船舶を取得し、これを日本船舶として登録した上運航の用に供した場合の当該船舶が含まれる。</p> <p>(土地造成費についての面積制限)</p> <p><u>65 の 7(1) -28</u> 法人が、その有する土地について造成等を行った場合において、65 の 7 (1) -13 により当該造成等を買換資産の取得として措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けようとするときは、当該土地が譲渡資産の譲渡の前おおむね 10 年以内に取得されたものであるときを除き、これに</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) -31 の 2</u> 措置法令第 39 条の 7 第 6 項第 1 号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業(以下「海洋運輸業又は沿海運輸業」という。)は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p><u>65 の 7(1) -32</u> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号の下欄の買換資産である船舶は日本船舶に限られるのであるが、当該日本船舶には、外国船籍であった船舶を取得し、これを日本船舶として登録した上運航の用に供した場合の当該船舶が含まれる。</p> <p>(土地造成費についての面積制限)</p> <p><u>65 の 7(1) -33</u> 法人が、その有する土地について造成等を行った場合において、65 の 7 (1) -13 により当該造成等を買換資産の取得として措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けようとするときは、当該土地が譲渡資産の譲渡の前おおむね 10 年以内に取得されたものであるときを除き、これに</p>

改 正 後	改 正 前
<p>つき同条第2項（<u>同条第10項</u>において準用する場合を含む。以下65の7(1)－<u>31</u>までにおいて同じ。）の規定の適用はないものとする。</p> <p>（共有地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－29</u> 法人が土地に係る共有持分（借地権に係る準共有持分を含む。以下<u>65の7(1)－29</u>において同じ。）を譲渡し、又は買換資産として取得した場合における措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用については、当該土地の面積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積を基礎として同条第2項の規定を適用する。</p> <p>（仮換地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－30</u> ……………</p> <p>（借地権又は底地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－31</u> 法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下<u>65の7(1)－31</u>において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は買換資産として取得した場合における措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用については、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定されている土地の面積を基礎として同条第2項の規定を適用する。</p> <p>（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）</p> <p><u>65の7(1)－32</u> 買換資産の取得につき措置法第65条の7第3項（<u>同条第10項</u>において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における措置法令第39条の7第9項の「その他これに準ずる事情」には、譲渡資産について次に掲げ</p>	<p>つき同条第2項（<u>第10項</u>において準用する場合を含む。以下65の7(1)－<u>36</u>までにおいて同じ。）の規定の適用はないものとする。</p> <p>（共有地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－34</u> 法人が土地に係る共有持分（借地権に係る準共有持分を含む。以下<u>65の7(1)－34</u>において同じ。）を譲渡し、又は買換資産として取得した場合における措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用については、当該土地の面積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積を基礎として同条第2項の規定を適用する。</p> <p>（仮換地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－35</u> ……………</p> <p>（借地権又は底地に係る面積制限）</p> <p><u>65の7(1)－36</u> 法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下<u>65の7(1)－36</u>において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は買換資産として取得した場合における措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用については、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定されている土地の面積を基礎として同条第2項の規定を適用する。</p> <p>（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）</p> <p><u>65の7(1)－37</u> 買換資産の取得につき措置法第65条の7第3項（<u>第10項</u>において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における措置法令第39条の7第9項の「その他これに準ずる事情」には、譲渡資産について次に掲げる</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るような事情があるためやむを得ずその譲渡が遅延した場合が含まれるものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>	<p>ような事情があるためやむを得ずその譲渡が遅延した場合が含まれるものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>
<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p><b>65 の 7(1)－33</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p>	<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p><b>65 の 7(1)－38</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p>
<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p><b>65 の 7(1)－34</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の規定を適用する場合において、その譲渡資産が次に掲げるものに該当するときは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p><b>65 の 7(1)－39</b> 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の規定を適用する場合において、その譲渡資産が次に掲げるものに該当するときは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>
<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p><b>65 の 7(1)－35</b> 法人が、措置法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けた同条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で同条第 7 項から第 9 項までの規定の適用を受けたものを譲渡し</p>	<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p><b>65 の 7(1)－40</b> 法人が、措置法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けた同条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で同条第 7 項から第 9 項までの規定の適用を受けたものを譲渡し</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の規定の適用については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 当該権利を譲渡した場合において、当該権利の取得の基因となった譲渡資産の所有期間が 10 年を超えるときは、当該権利は<u>同号</u>の上欄に掲げる資産に該当する。</p> <p>(2) .....</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p><u>65 の 7(1) - 36</u> 法人が <u>65 の 7(1) - 34</u> に該当する土地の譲渡（当該土地に係る借地権の設定を含む。）をした場合（その土地の一部が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる土地に該当しないものとされる場合に限る。）において、<u>同号</u>の規定の適用を受けるときは、<u>同欄</u>に掲げる土地に該当するものとされる部分の土地の譲渡について<u>同号</u>の規定を適用する。この場合におけるその譲渡対価の額及び譲渡直前の帳簿価額の区分は、62 の 3(2) - 8、62 の 3(2) - 9、62 の 3(3) - 2 及び 62 の 3(3) - 3 の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p><u>65 の 7(1) - 37</u> .....</p> <p>(支払った交換差金についての買換えの適用)</p> <p><u>65 の 7(1) - 38</u> 法人が資産の交換をした場合（措置法第 65 条の 9 及び法第 50 条の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該交換に伴い交換差金を支払ったときは、当該交換により取得した資産のうち当該交換差金に対応する部分については、買換えにより取得した資産として取り扱うことができるもの</p>	<p>た場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の規定の適用については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 当該権利を譲渡した場合において、当該権利の取得の基因となった譲渡資産の所有期間が 10 年を超えるときは、当該権利は<u>同項の表の第 1 号又は第 4 号</u>の上欄に掲げる資産に該当する。</p> <p>(2) .....</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p><u>65 の 7(1) - 41</u> 法人が <u>65 の 7(1) - 39</u> に該当する土地の譲渡（当該土地に係る借地権の設定を含む。）をした場合（その土地の一部が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に掲げる土地に該当しないものとされる場合に限る。）において、<u>これらの号</u>の規定の適用を受けるときは、<u>当該各号の上欄</u>に掲げる土地に該当するものとされる部分の土地の譲渡について<u>当該各号</u>の規定を適用する。この場合におけるその譲渡対価の額及び譲渡直前の帳簿価額の区分は、62 の 3(2) - 8、62 の 3(2) - 9、62 の 3(3) - 2 及び 62 の 3(3) - 3 の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p><u>65 の 7(1) - 42</u> .....</p> <p>(支払った交換差金についての買換えの適用)</p> <p><u>65 の 7(1) - 43</u> 法人が資産の交換をした場合（措置法第 65 条の 9 及び法第 50 条の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該交換に伴い交換差金を支払ったときは、当該交換により取得した資産のうち当該交換差金に対応する部分については、買換えにより取得した資産として取り扱うことができるもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とする。したがって、当該資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる買換資産のいずれかに該当する場合において、法人がその該当する号の上欄に該当する譲渡資産を有するときは、これらの資産の譲渡及び取得については<u>同条</u>の規定の適用がある。</p> <p><u>(本店資産であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>65 の 7(3)－1 の 2 法人が、その本店所在地を現に本店又は主たる事務所として使用する建物等(建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下 65 の 7(3)－1 の 2 において同じ。)の所在地から買換資産の所在地へ移転しようとする場合において、当該買換資産の取得が間に合わないために、一時的に本店所在地を他の建物等の所在地へ移転させた場合においても、その譲渡する建物等は措置法第 65 条の 7 第 14 項の本店資産に該当するものとする。この場合において、当該他の建物等の譲渡をしたとしても、その譲渡をする他の建物等は同項の本店資産に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</u></p> <p>65 の 7(3)－2 法人の当該事業年度のうち同一の年に属する期間に譲渡した措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までに掲げる譲渡資産のうち、措置法第 65 条の 3 の規定の適用がある土地等が 2 以上ある場合において、当該土地等の一部につき同条の規定による特別控除の適用を受けたときは、その適用を受けなかった土地等についても、措置法第 65 条の 7 の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもつ</p>	<p>とする。したがって、当該資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる買換資産のいずれかに該当する場合において、法人がその該当する号の上欄に該当する譲渡資産を有するときは、これらの資産の譲渡及び取得については<u>措置法第 65 条の 7</u>の規定の適用がある。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</u></p> <p>65 の 7(3)－2 法人の当該事業年度のうち同一の年に属する期間に譲渡した措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 4 号までに掲げる譲渡資産のうち、措置法第 65 条の 3 の規定の適用がある土地等が 2 以上ある場合において、当該土地等の一部につき同条の規定による特別控除の適用を受けたときは、その適用を受けなかった土地等についても、措置法第 65 条の 7 の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもつ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65 の 7(4)－6 法人が、その取得した買換資産について措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合において、当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度における譲渡対価の額（措置法第 65 条の 8 第 1 項の特別勘定の金額の計算の基礎としたものに限る。以下「<u>過年度譲渡対価の額</u>」という。）とがあるときは、<u>過年度譲渡対価の額から充てたものとする。</u>この場合において、<u>法人が、当該買換資産の取得の日までに当該特別勘定の一部を取り崩したときの当該過年度譲渡対価の額については、その取崩し後の特別勘定</u> <u>の金額に対応する金額による。</u></p> <p>なお、<u>当該買換資産のうち取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額から充てられる部分については、別途措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の届出を要するのであるから留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p> <p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	<p>て圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65 の 7(4)－6 法人が、その取得した買換資産について措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合において、当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度における譲渡対価の額（<u>特別勘定の経理の対象となった額</u>）とがあるときは、<u>そのいずれの額から充てたものとするかは法人の計算によるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4)－8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 7 項に規定する取得をする見込みである資産を明らかにする書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>付表</u></p>

改 正 後	改 正 前																																																																																																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 90%;"> <p style="margin-bottom: 5px;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得 予定資産の明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>種 類</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所 在 地</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規 模</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>譲 渡 年 月 日</td> <td>4</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>種 類</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構 造</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所 在 地</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規 模</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取 得 予 定 年 月 日</td> <td>13</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">その他参考となるべき事項</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">付表</div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><u>特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</u></p> </div>										種 類	1							所 在 地	2							規 模	3							譲 渡 年 月 日	4	年	月	日												種 類	9							構 造	10							所 在 地	11							規 模	12							取 得 予 定 年 月 日	13	年	月	日	年	月																
	種 類	1																																																																																																							
	所 在 地	2																																																																																																							
	規 模	3																																																																																																							
	譲 渡 年 月 日	4	年	月	日																																																																																																				
	種 類	9																																																																																																							
	構 造	10																																																																																																							
	所 在 地	11																																																																																																							
	規 模	12																																																																																																							
	取 得 予 定 年 月 日	13	年	月	日	年	月																																																																																																		

改 正 後	改 正 前
	<p><u>1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 1 項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである資産を届け出る場合に使用します。</u></p> <p><u>2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが 2 以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。</u></p> <p><u>3 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p><u>(1) 「種類 1」欄は、譲渡資産の種類（土地、建物（その附属設備を含みます。）、構築物、船舶の別）に記載します。</u></p> <p><u>(2) 「規模 3」欄は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。</u></p> <p><u>4 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）の「特別勘定に経理した金額 36」、 「繰入限度超過額 39」、「当初の特別勘定の金額 40」の金額を移記します。 また、特別勘定を設けた資産が 2 以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載します。</u></p> <p><u>5 「措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。</u></p> <p><u>6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p><u>(1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄に記載する必要はありません。</u></p> <p><u>(2) 「種類 9」及び「構造 10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。</u></p> <p><u>(3) 「所在地 11」欄は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p><u>65の7(4)－8</u> ……………</p> <p><u>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合の届出の期限)</u></p> <p><u>65の7(5)－2</u> 法第75条の2第1項(同条第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、<u>措置法第65条の7第1項又は第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の期限は延長されないものであるから、留意する。</p> <p><u>(確定申告書添付書類等による届出の代用)</u></p> <p><u>65の7(5)－2の2</u> 次に掲げる届出については、それぞれ次に定める書類に当該届出に係る措置法令第39条の7第2項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該届出がされたものとして取り扱う。</p> <p>(1) <u>措置法第65条の7第1項の届出</u> 同項の届出の期限までに同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出がされた場合において、<u>同条第5項の規定により当該確定申告書に添付された明細書</u></p> <p>(2) <u>措置法第65条の7第9項の届出</u> 同項の規定の適用を受けようとする買</p>	<p><u>(4) 「規模12」欄は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。</u></p> <p><u>7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第65条の7(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</u></p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p><u>65の7(4)－9</u> ……………</p> <p><u>(先行取得資産に関する届出の提出)</u></p> <p><u>65の7(5)－2</u> 法第75条の2第1項(同条第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、<u>措置法第65条の7第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)</u>に規定する届出は、<u>同条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得等をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>換資産（同一の三月期間（措置法令第 39 条の 7 第 2 項の三月期間をいう。以下同じ。）内に措置法第 65 条の 7 第 9 項の譲渡及び取得が行われた場合の当該買換資産に限る。）を移転させる同項の適格分割等が当該三月期間内に行われた場合において、当該適格分割等につき同条第 11 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出された書類</u></p>	

二十一 第 66 条の 2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（株式の占める割合が 8 割以上となる場合の本制度の適用）</p> <p>66 の 2-1 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定を適用するかどうかは、法人が任意に選択できるものではないため、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が 100 分の 80 に満たない」かどうかの判定（以下「8 割要件の判定」という。）において、その割合が 100 分の 80 以上となる場合（<u>当該株式交付の直後の株式交付親会社（会社法第 774 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。）が法第 2 条第 10 号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうち同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合を除く。</u>）には、措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定を適用して同項に規定する所有株式に係る譲渡対価の額を算定することになることに留意する。</p>	<p>（株式の占める割合が 8 割以上となる場合の本制度の適用）</p> <p>66 の 2-1 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定を適用するかどうかは、法人が任意に選択できるものではないため、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が 100 分の 80 に満たない」かどうかの判定（以下「8 割要件の判定」という。）において、その割合が 100 分の 80 以上となる場合には、<u>同項の規定を適用して同項に規定する所有株式に係る譲渡対価の額を算定することになることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</p> <p>66 の 2-2 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用上、8 割要件の判定及び同項に規定する株式交付割合の算定（以下「株式交付割合の算定」という。）における株式交付親会社の株式の価額は、原則として当該株式交付の日における価額となるのであるが、8 割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第 774 条の 3 第 1 項の株式交付計画に定められた同項第 3 号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</p>	<p style="text-align: center;">(株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</p> <p>66 の 2-2 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用上、8 割要件の判定及び同項に規定する株式交付割合の算定（以下「株式交付割合の算定」という。）における株式交付親会社(会社法第 774 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。)の株式の価額は、原則として当該株式交付の日における価額となるのであるが、8 割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第 774 条の 3 第 1 項の株式交付計画に定められた同項第 3 号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</p>

二十二 第 66 条の 13 ((特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 66 条の 13 ((特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">(特定株式の取得の日の判定)</p> <p>66 の 13-1 措置法第 66 条の 13 第 1 項に規定する特定株式（以下「特定株式」という。）の取得の日の判定は、次による。ただし、外国法人の発行した(1)又は(2)の特定株式について、その本店又は主たる事務所の所在する国の法令にこれと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところによる。</p> <p>(1) .....</p>	<p style="text-align: center;">第 66 条の 13 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">(特定株式の取得の日の判定)</p> <p>66 の 13-1 措置法第 66 条の 13 第 1 項に規定する特定株式（以下「特定株式」という。）の取得の日の判定は、次による。ただし、外国法人の発行した特定株式について、その本店又は主たる事務所の所在する国の法令にこれと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところによる。</p> <p>(1) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) .....</p> <p>(3) <u>購入により取得した特定株式は、その引渡しの日による。</u></p> <p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66 の 13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 66 条の 13 第 1 項又は<u>第 11 項第 6 号</u>の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 20 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66 の 13-7 措置法第 66 条の 13 第 11 項第 1 号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66 の 13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第 66 条の 13 第 11 項第 6 号の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、<u>同項第 9 号</u>の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p>	<p>(2) .....</p> <p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66 の 13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 66 条の 13 第 1 項又は<u>第 10 項第 6 号</u>の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 18 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66 の 13-7 措置法第 66 条の 13 第 10 項第 1 号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66 の 13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第 66 条の 13 第 10 項第 6 号の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、<u>同項第 8 号</u>の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</p> <p>66 の 13-9 ……………</p> <p>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 11 項第 1 号の規定により計算することに留意する。</p> <p>(取得の日から 3 年を経過した増資特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66 の 13-10 措置法第 66 条の 13 第 12 項第 1 号に掲げる特別勘定の金額については、同条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項の規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>	<p>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</p> <p>66 の 13-9 ……………</p> <p>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 10 項第 1 号の規定により計算することに留意する。</p> <p>(取得の日から 3 年を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66 の 13-10 措置法第 66 条の 13 第 11 項の規定の適用を受ける特別勘定の金額については、同条第 2 項から第 10 項までの規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>

二十三 第 68 条の 2 の 2 (認定株式分配に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 2 の 2 (認定株式分配に係る課税の特例) 関係</u></p> <p>(認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲等)</p> <p>68 の 2 の 2-1 措置法第 68 条の 2 の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 2 条第 12 号の 15 の 3 に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第 39 条の 34 の 3 第 1 項第 4 号の「従業者」及び同項第 5 号の「主要な事業」については、基本通達 1-4-4 及び 1-4-5 の取扱いを準用する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十四 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義等)</p> <p>68 の 2 の 3(1) - 2 措置法令第 39 条の 34 の 4 第 1 項第 4 号の規定の適用上、合併法人が、合併前に我が国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66 の 6 - 7 及び 66 の 6 - 8 の取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>.....</p> <p>(特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 3 外国法人が措置法令第 39 条の 34 の 4 第 5 項第 2 号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66 の 6 - 5、66 の 6 - 22、66 の 6 - 23 及び 66 の 6 - 24 の 2 から 66 の 6 - 27 までの取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 4 措置法令第 39 条の 34 の 4 第 7 項第 1 号に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船 (機) 契約に基づく船舶 (又は航空機) の貸付けをいい、いわゆる定期用船 (機) 契約又は航海用船 (機) 契約に基づく船舶 (又は航空機) の用船 (機) は、これに該当しない。</p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 5 措置法令第 39 条の 34 の 4 第 7 項第 2 号の規定の適用上、外国法人が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66 の 6</p>	<p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義等)</p> <p>68 の 2 の 3(1) - 2 措置法令第 39 条の 34 の 3 第 1 項第 4 号の規定の適用上、合併法人が、合併前に我が国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66 の 6 - 7 及び 66 の 6 - 8 の取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>.....</p> <p>(特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 3 外国法人が措置法令第 39 条の 34 の 3 第 5 項第 2 号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66 の 6 - 5、66 の 6 - 22、66 の 6 - 23 及び 66 の 6 - 24 の 2 から 66 の 6 - 27 までの取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 4 措置法令第 39 条の 34 の 3 第 7 項第 1 号に規定する「船舶若しくは航空機の貸付け」とは、いわゆる裸用船 (機) 契約に基づく船舶 (又は航空機) の貸付けをいい、いわゆる定期用船 (機) 契約又は航海用船 (機) 契約に基づく船舶 (又は航空機) の用船 (機) は、これに該当しない。</p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p>68 の 2 の 3(2) - 5 措置法令第 39 条の 34 の 3 第 7 項第 2 号の規定の適用上、外国法人が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定については、66 の 6</p>

改 正 後	改 正 前
<p>－ 7 及び 66 の 6－8 の取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 2 の 3(2)－6 外国法人の営む事業が措置法令第 39 条の 34 の 4 第 7 項第 3 号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>㊦ 措置法令第 39 条の 34 の 4 第 7 項第 3 号の規定を適用する場合において、外国法人が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66 の 6－5 に準ずる。</p> <p>(金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 2 の 3(2)－7 金融商品取引業を営む内国法人（措置法令第 39 条の 34 の 4 第 9 項に規定する関連者に該当する法人に限る。以下 68 の 2 の 3(2)－7 において同じ。）に係る同項に規定する外国法人で金融商品取引業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下 68 の 2 の 3(2)－7 において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は同条第 7 項第 3 号イ(4)に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>－ 7 及び 66 の 6－8 の取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 2 の 3(2)－6 外国法人の営む事業が措置法令第 39 条の 34 の 3 第 7 項第 3 号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>㊦ 措置法令第 39 条の 34 の 3 第 7 項第 3 号の規定を適用する場合において、外国法人が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66 の 6－5 に準ずる。</p> <p>(金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 2 の 3(2)－7 金融商品取引業を営む内国法人（措置法令第 39 条の 34 の 3 第 9 項に規定する関連者に該当する法人に限る。以下 68 の 2 の 3(2)－7 において同じ。）に係る同項に規定する外国法人で金融商品取引業を営むものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下 68 の 2 の 3(2)－7 において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は同条第 7 項第 3 号イ(4)に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</p>

## 二十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号。以下「改正法」という。)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…試験研究の範囲に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の42の4(1)－2((6)に係る部分に限る。)の取扱いは、法人の令和5年4月1日以後に開始する事業年度(改正法による改正後の措置法第42条の4第8項第3号の通算法人の同項第2号に規定する適用対象事業年度(以下経過的取扱い(2)において「適用対象事業年度」という。)を除く。)分の法人税及び当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度(改正法による改正前の措置法第42条の4第8項第3号の通算法人の適用対象事業年度を除く。)分の法人税及び当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(3)…特定原子力施設炉心等除去準備金等に関する改正通達の適用時期)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この法令解釈通達による改正後の 57 の 4 - 1 の取扱いは、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から適用する。</u></p> <p><u>(注) この法令解釈通達による改正前の第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係の取扱いは、同日をもって廃止する。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(4)…特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する改正通達の適用時期(1)）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 65 の 7 (1) - 16、65 の 7 (1) - 17、65 の 7 (4) - 6、65 の 7 (5) - 2 及び 65 の 7 (5) - 2 の 2 の取扱いは、法人が令和 6 年 4 月 1 日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の当該買換資産について適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及び法人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(5)…特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する改正通達の適用時期(2)）</u></p> <p><u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間におけるこの法令解釈通達による改正後の 65 の 7 (1) - 18 の取扱いについては、当該改正後の 65 の 7 (1) - 18 中「第 39 条の 7 第 3 項」とあるのは、「第 39 条の 7 第 2 項」とする。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(6)…株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 66 の 2 - 1 の取扱いは、令和 5 年 10 月 1</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>日以後に効力を生ずる株式交付について適用し、同日前に効力を生じた株式交付については、なお従前の例による。</u>	